



医療費助成制度



申請・問い合わせ先／市役所保険医療課福祉医療係 ☎76-8152

市では、福祉の増進を図るため、医療費を助成しています。まだ申請をしていない場合は、必要書類を確認の上、申請してください。申請した月の初日、またはその月の受給資格者となった日から助成します。

助成内容

健康保険証などを使い、病院などで治療を受けたときの医療費の自己負担分を助成します(医療保険で認められない費用を除く)。なお、高額療養費や付加金などの医療給付がある場合は、その額を助成額から除きます。

助成方法

受給者証があるかたは、県内の病院などで自己負担なく医療を受けられます。県外で受診した場合や受給者証がないかたは、いったん自己負担分を支払い、その後、医療点数が記載された領収書などをご持参ください。助成額を指定口座に振り込みます。申請の時効は領収日の翌日から5年です。ただし、健康保険給付は2年で時効になるため、早めに申請してください。

福祉医療

助成制度	対象者(後期高齢者医療制度該当者を除く)	受給者証	助成範囲	
			入院	通院
子ども医療	中学3年生(15歳に達する日の属する年度末)までの児童・生徒	有	○	○
	高校生世代(中学校卒業後～18歳到達年度末)のかた	無	○	×
障害者医療 ^{*1}	1～3級の身体障害者手帳所持者	有	○	○
	4級の身体障害者手帳所持者で、障がい名が腎臓機能障害のかた			
	4～6級の身体障害者手帳所持者で、障がい名が進行性筋萎縮症のかた			
	AまたはB判定の療育手帳所持者			
	自閉症状群と診断されたかた			
	1級または2級の精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	無	×	×
1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者				
母子・父子家庭医療	18歳に達する年度末までの児童・生徒を実際に養っている母子家庭の母、父子家庭の父など(児童扶養手当の所得制限以下のかたに限る)	有	○	○
	上記の母子家庭の母、父子家庭の父などに実際に養われている児童・生徒			
	父母のいない18歳に達する年度末までの児童・生徒			
精神障害者医療 ^{*2}	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	有	×	○ ^{*3}
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する疾患で、入院療養(措置入院のかたを除く)を受けているかた	無	○ ^{*4}	×
指定難病患者等医療	特定医療費受給者証(指定難病)または特定疾患医療給付事業受給者票所持者	無	○	×

♥ 後期高齢者福祉医療

対象者(後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当するかた)		受給者証	助成範囲	
			入院	通院
65歳以上 75歳未満	1～3級の身体障害者手帳所持者	有	○	○
	A判定の療育手帳所持者		○	○
	1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者		○	○
75歳以上	前ページの障害者医療と同等の資格を有するかた(1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者は、通院も助成対象)	有	○	○
	前ページの母子・父子家庭医療と同等の資格を有するかた		○	○
	戦傷病者手帳所持者(障害児福祉手当の所得制限以下の場合)		○	○
	要介護4または5の認定を受け、寝たきりまたは認知症の症状で生活介護(介護サービス)を3カ月以上継続して受けており、市民税非課税世帯または要保護世帯に属するかた(世帯分離していても、主たる生計維持者が課税の場合は除く)		○	○
	要介護3の認定を受け、要介護認定に係る主治医意見書や認定調査票の日常生活自立度の内容から判断して一定基準を満たしているかたで、生活介護(介護サービス)を3カ月以上継続して受けており、市民税非課税世帯または要保護世帯に属するかた(世帯分離していても、主たる生計維持者が課税の場合は除く)		○	○
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条による措置入院患者		○	○
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条および第20条の規定による入院勧告・措置入院患者		○	○
	自立支援医療受給者証(精神通院)所持者		×	○ ^{※3}
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する疾患で、入院療養(措置入院を除く)を受けているかた	無	○ ^{※4}	×
	前ページの指定難病患者等医療と同等の資格を有するかた		○	

※1 65歳以上75歳未満で一定の障がい状態にあると認定されたかたは助成不可(後期高齢者福祉医療で助成)

※2 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者を除く(障害者医療で助成)

※3 当該疾患にかかる医療費のみ助成

※4 当該疾患にかかる医療費の2分の1のみ助成

♥ 未熟児養育医療給付制度

内 容	入院養育にかかる医療費を助成
対 象 者	市内在住で次の症状などを有し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児 ●出生時の体重が2,000g以下 ●生活力が特に薄弱で一定の症状を示す
助成方法	申請書(保険医療課で配布)、その他必要書類を提出後、養育医療券を発行
そ の 他	退院後の申請は受け付け不可。入院中に速やかに申請してください

医療費助成制度は皆さんが納めた税金で成り立っています。適正受診を心掛け、入院などの医療費が高額となる場合は、「限度額適用認定証」を取得してください。